

財産目録

平成29年3月31日現在

別紙5

法人名:社会福祉法人 旭浦会

--	--	--	--

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1. 流動資産						
現金預金	七十七銀行 志津川支店		運転資金として			214,050,543
			小計			214,050,543
有価証券						0
事業未収金	3月分社会保険料 等		3月分社会保険料 等			40,873,614
未収金						0
未収補助金	結核検診補助金 等		理容師や結核検診に係る補助金			114,140
未収収益						0
受取手形						0
貯蔵品						0
医薬品						0
診療・診療費等材料						0
給食用材料						0
商品・製品						0
仕掛品						0
原材料						0
立替金						0
前払金						0
前払費用						0
1年以内回収予定長期貸付金						0
短期貸付金						0
仮払金						0
その他の流動資産						0
徴収不能引当金						0
流動資産合計						255,038,297
2. 固定資産						
(1)基本財産						
土地						0
建物	(慈恵園拠点)宮城県本吉郡南三陸町入谷字童子下159番地2	2014年度	介護福祉事業である介護老人福祉施設等に使用している。	1,026,645,000	166,074,925	860,570,075
定期預金	七十七銀行 志津川支店		寄附者により社会福祉事業に使用することが指定されている。			3,000,000
投資有価証券						0
基本財産合計						863,570,075
(2)その他の固定資産						
土地						0
建物						0
構築物						0
機械及び装置						0
車輛運搬具	日産キャラバン 等 他4台		利用者送迎用 等	13,571,000	10,407,662	3,163,338
器具及び備品	介護ベット 等		生活支援に係る器具及び備品	29,100,403	13,499,471	15,600,932
建設仮勘定						0
有形リース資産						0
権利	電話債券		関係機関との連絡調整	224,952		224,952
ソフトウェア						0
無形リース資産						0
投資有価証券						0
長期貸付金						0
退職給付引当資産						0
長期預り金積立資産						0
〇〇積立資産	七十七銀行 志津川支店		移行時積立			3,868,481
差入保証金						0
長期前払費用						0
その他の固定資産	全社協		職員退職給付引当金			39,352,480
その他の固定資産合計						62,210,183
固定資産合計				1,069,541,355	189,982,058	925,780,258
資産合計				1,069,541,355	189,982,058	1,180,818,555
II 負債の部						
1. 流動負債						
短期運営資金借入金						0
事業未払金	3月分給食費、事務消耗品					2,329,309
その他の未払金						0
支払手形						0
役員等短期借入金						0
1年以内返済予定設備資金借入金						0
1年以内返済予定長期運営資金借入金						0
1年以内返済予定リース債務						0
1年以内返済予定役員等長期借入金						0
1年以内支払予定長期未払金						0
未払費用	3月分臨時職員賃金、職員諸手当 等					9,433,048
預り金						0
職員預り金	3月分社会保険、超県民税					2,687,905
前受金						0
前受収益						0
仮受金						0
賞与引当金						0
その他の流動負債						0
流動負債合計						14,450,262

2. 固定負債						
設備資金借入金	福祉医療機構					192,489,000
長期運営資金借入金						0
リース債務						0
役員等長期借入金						0
退職給付引当金	退職給付引当金					39,352,480
長期未払金						0
長期預り金						0
その他の固定負債						0
固定負債合計						231,841,480
負債合計						246,291,742
差引純資産合計				1,069,541,355	189,982,058	934,526,813

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・使用目的欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産及び各負債の使用目的を簡潔に記載すること。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意すること。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当しえるものと、該当しえないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、合計欄を設けて、貸借対照価額と一致させるものとする。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載すること。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)についてのみ「減価償却累計額」欄を記載すること。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛ナンバーは任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。
- ・負債については、使用目的等の欄の記載を要しない。